（農業委員会ネットワーク機構の指定の申請）

第十六条　法第四十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣等に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　登記事項証明書

三　農業委員会ネットワーク業務の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類

四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書であつて農業委員会ネットワーク業務に係る事項とそれ以外の業務に係る事項とを区分したもの

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　指定の申請に係る意思の決定を証する書類

七　その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第十七条　法第四十二条第三項の規定による届出をしようとする機構は、次に掲げる事項を記載した書類をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は事務所の所在地

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第十八条　法第四十四条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

二　農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

三　その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請等）

第十九条　機構は、法第四十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

2　機構は、法第四十五条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

第二十条　機構は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第二十一条　機構は、法第四十六条第一項の規定により農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする農業委員会ネットワーク業務の内容

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあつては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（身分を示す証明書）

第二十二条　法第四十八条第二項の証明書は、別記様式による。

（権限の委任）

第二十三条　第二条第三号の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

別記第一号様式から第六号様式までを削り、附則の次に次の一様式を加える。

別記様式（第二十二条関係）

（表面）

農業委員会等に関する法律第四十八条第一項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

第　　号

平成　　年　　月　　日交付

写真

官職

農林水産大臣印

氏名

生年月日

（裏面）

農業委員会等に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第四十八条　農林水産大臣等は、農業委員会ネットワーク業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、当該機構の事務所に立ち入り、農業委員会ネットワーク業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。